

平成27年
4月から

特養に入所できるのは 原則として要介護 3 以上の方となります

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成 27 年 4 月から、原則として、要介護 3 以上の方のみが入所できることとなります。

なお、要介護 1 や要介護 2 の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

Q 特別養護老人ホームはどんなところですか？

A 特別養護老人ホームは、特に、重度の要介護状態である高齢の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。

Q どうして要介護 3 以上の方に入所が限定されるのですか？

A 現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃいます。

そのような方が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所することができるよう、原則として要介護 3 以上の方だけが入所できるよう見直すこととしました。

Q 要介護 1 や 2 で、入所が認められるのはどのような場合ですか？

A 要介護 1 や 2 の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

Q 要介護 1 や 2 で、入所するための手続きを教えてください。

A 特別養護老人ホームに入所申込みをする際に、特別養護老人ホーム以外での生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。

施設は、その申込みを受けて、必要に応じて市町村の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適当か、検討していくこととなります。

施設利用をご希望の皆様へ

平素より、当施設の運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月1日以降、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所が、原則要介護3以上の方に限定されます。

一方で、要介護1又は2の方については、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（※）」がある場合のみ、特例的に施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められることになります。

【（※）居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由】

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

このことを受けて、広島県により、新たな施設入所に関する指針が定められました。

ついては、平成27年4月1日以降は、参考資料「特別養護老人ホームへの入所申込の流れ」のとおり入所申込みの手続きを行いますので、ご理解いただいた上で、施設をご利用いただきますようお願いします。

●【主な変更点】

（１）施設に入所できるのは、次の方となります。

①要介護3以上の方

②要介護1又は2の方（在宅生活が困難なことについてやむを得ない事由があり、保険者市町の意見を踏まえ施設が特例入所の対象であると認める場合に限りです。）

（２）施設への入所申込は、原則介護支援専門員等の関与のもとに行っていただきます。

※添付書類のうち「調査票」は、担当の介護支援専門員や病院・施設の相談員等、入所希望者の心身の状態をよく把握している方に記載いただけてください。

（３）入所判定の基準は点数化し、入所決定過程の透明性・公平性を図ります。

●【留意点】

（１）平成27年3月31日以前から施設に入所されている方については、平成27年4月1日以後に要介護1又は2に変更になっても、引き続き入所が可能です。

（２）平成27年3月31日以前から施設に入所申込をされている要介護1又は2の方について、新たな手続きは不要ですが、上記「やむを得ない事由」があると考えられる方については施設にその旨を申し出てください。（要介護3以上の方も新たな手続きは不要です。）

（３）平成27年4月1日以後に、入院等により施設を一時退所された要介護1又は2の方が、再度施設に入所するには、上記「やむを得ない事由」が必要となります。

（４）入所を希望される方で、居宅介護支援事業所等との関与のない方については、申込先の施設にご相談ください。

●【その他】

（１）広島市や福山市等、保険者が独自に入所指針を定めている場合は、当該保険者の入所指針に基づく手続きによります。

(参考資料)

特別養護老人ホームへの入所申込の流れ

(平成27年4月1日～)

